3　電気通信事業者は、前項の交換される加入者情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くことが適切である。

4　加入者情報の交換をした電気通信事業者は、当該加入者情報を加入時の審査以外の目的のために使用しないことが適切である。

5　加入者情報を提供し、又は提供を受けた電気通信事業者は、当該加入者情報の適正な管理に特に万全を期すことが適切である。

（電話番号情報）

第三十八条　電気通信事業者が電話番号情報（電気通信事業者が電話加入契約締結に伴い知り得た加入者名又は加入者が電話帳への掲載、電話番号の案内を希望する名称及びこれに対応した電話番号その他の加入者に関する情報をいう。以下同じ。）を用いて電話帳を発行し又は電話番号案内の業務を行う場合は、加入者に対し、電話帳への掲載又は電話番号の案内をしないことについての選択の機会を与えることが適切である。この場合において加入者が省略を選択したときは、遅滞なく当該加入者の情報を電話帳への掲載又は電話番号案内業務の対象から除外しなくてはならない。

2　電気通信事業者が電話帳発行又は電話番号案内業務を行う場合に提供する電話番号情報の範囲は、各業務の目的達成のため必要な限度を超えないこととすることが適切である。ただし、加入者の同意がある場合はこの限りでない。

3　電気通信事業者が電話帳発行又は電話番号案内を行う場合の電話番号情報の提供形態は、本人の権利利益を不当に侵害しないものとすることが適切である。

4　電気通信事業者は、電話帳発行又は電話番号案内業務による場合を除き、電話番号情報を提供しないことが適切である。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

一　電話帳発行又は電話番号案内業務を外部に委託する場合

二　電話帳を発行し、又は電話番号案内の業務を行う者に提供する場合

三　その他第五条第三項各号に該当する場合

5　電気通信事業者が電話番号情報を、電話帳を発行し、又は電話番号案内の業務を行う者に提供する場合は、当該提供契約等において、前各項に準じた取扱いをさせることを定めることが適切である。

第四章　雑則

（ガイドラインの見直し）

第三十九条　本ガイドラインについては、社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。

人事異動

海上保安庁

（総務部職員相談室長）海上保安官　清水　昌幸

（総務部情報通信課情報通信分析官）同　今井　忠義

（海洋情報部環境調査課海洋汚染調査室長）同　深江　邦一

（海上保安大学校長）同　赤津　洋一

（海上保安学校宮城分校長）同　山下　伸次

（室蘭海上保安部浦河海上保安署長）同　福士　亀幸

（銚子海上保安部勝浦海上保安署長）同　山方　敏至

（伊勢湾海上交通センター所長）同　岡島　史典

（高知海上保安部宿毛海上保安署長）同　山本　学

（第六管区海上保安本部船舶技術部長）同　草野　廣之

（広島海上保安部長）同　宮濱　忍

（今治海上保安部長）同　砂川　孝

（門司海上保安部下関海上保安署長）同　白石喜代利

（佐世保海上保安部平戸海上保安署長）同　林　俊夫

（対馬海上保安部比田勝海上保安署長）同　原田　幸二

（関門海峡海上交通センター所長）同　横路　綱生

（舞鶴海上保安部宮津海上保安署長）同　細田　潤一

（第八管区海上保安本部美保航空基地長）同　矢野　峯幸

（熊本海上保安部八代海上保安署長）同　前畠　学

（鹿児島海上保安部喜入海上保安署長）同　松川　賢二

定年退職（各通）

（総務部危機管理調整官）同　成田　剛一

辞職を承認する

（装備技術部長）同　山﨑　壽久

国土交通省に出向させる（以上三月三十一日）

（海上保安監）　秋本　茂雄

（装備技術部管理課装備調査分析官）海上保安官　中嶋　健司

（警備救難部管理課海上警備総合研究官）同　今井　丈二

（第二管区海上保安本部長）同　永山　哲弘

（酒田海上保安部長）同　川口　宏好

（第三管区海上保安本部長）同　宮野　直昭

（尾道海上保安部長）同　髙橋　敏男

（第七管区海上保安本部長）同　山本　得雄

（門司海上保安部長）同　宮尾　努

（第十管区海上保安本部長）同　岩本　一夫

（那覇海上保安部長）同　鏡　信春

辞職を承認する（各通）

（警備救難部長）同　岩並　秀一

海上保安監に昇任させる

（大阪海上保安監部長）同　中村　公亮

総務部参事官に昇任させる

（警備救難部警備課警備企画官）同　小野　有司

総務部危機管理調整官に配置換する

（第二管区海上保安本部総務部長）同　濱口　真一

総務部職員相談室長に転任させる

（新潟海上保安部巡視船ひだ業務管理官）同　鞠子　弘喜

総務部情報通信課情報通信分析官に転任させる

（第六管区海上保安本部警備救難部長）同　井手　久敏

総務部情報通信課情報セキュリティ対策室長に転任させる

（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　宮下　悟

海上保安官（総務部国際・危機管理官付国際協力総合研究官）に転任させる

二等海上保安監を命ずる

（装備技術部船舶課長）海上保安官　上園　政裕

装備技術部長に昇任させる

一等海上保安監を命ずる

（国土交通省大臣官房運輸安全監理監付）国土交通技官　井上　剛

海上保安官（装備技術部管理課技術開発官）に転任させる

三等海上保安監を命ずる

（総務部付）海上保安官　佐藤　貴浩

装備技術部管理課装備調査分析官に配置換する

（国土交通省海事局総務課業務監理室長）国土交通技官　矢頭　康彦

海上保安官（装備技術部船舶課長）に転任させる

二等海上保安監を命ずる

（装備技術部船舶課船舶整備企画室長）海上保安官　加瀬　和浩

装備技術部船舶課首席船舶工務官に配置換する

（装備技術部管理課技術開発官）同　荻野　和之

装備技術部船舶課上席船舶工務官に配置換する

（第三管区海上保安本部船舶技術部長）同　髙橋　亮司

装備技術部船舶課船舶整備企画室長に転任させる

（警備救難部管理課航空業務管理室長）同　木下　敏和

装備技術部航空機課航空機整備管理室長に配置換する

（第八管区海上保安本部長）同　奥島　高弘

警備救難部長に転任させる

（横浜海上保安部巡視船いず長）同　中島　利文

警備救難部管理課海上警備総合研究官に転任させる